

答 申 情 第 9 6 号
平成 3 0 年 1 1 月 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日付け建み第 1 5 8 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

裁判書類一式の公文書一部公開決定事案 (諮問情第 1 5 1 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年8月22日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「行政不服審査法に係る不服申立ての実績詳細がわかる文書（各処分について1件）」及び「裁判書類一式（上記処分について裁判が提起されたもの）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 諮問庁は、本件請求のうち「裁判書類一式（上記処分について裁判が提起されたもの）」に係る公文書として、別表の「公文書の件名」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年9月29日付けで、その旨及び本件処分の理由を別表の「公文書の一部を公開しない理由」欄の記載のとおり審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、平成29年11月1日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

なお、本件請求のうち、「行政不服審査法に係る不服申立ての実績詳細がわかる文書（各処分について1件）」については、公文書公開決定処分1件及び公文書一部公開決定処分8件を行っており、当該公文書一部公開決定処分に対しては本件審査請求とは別に審査請求がなされている。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

公文書一部公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア NO. 1 執行停止申立書について

京都市が管理する〇〇内を不法占有していた建物に対し、平成●●年△△月▲▲日付けで建設局が行った除却命令処分及び同年□□月■日付けで同室が行った行政代執行法に基づく戒告処分並びに同月◇◇日付けで同室が行った代執行令書に基づく処分（これらの処分を、以下「除却命令処分等」という。）について、当該建物の所有者が同月◎◎日付けで京都地方裁判所に除却命令処分等の執行停止を申し立てた際に提出された申立書。

当該執行停止申立書には、申立ての趣旨や理由等の記載がある。

イ NO. 2 上記執行停止申立書の疎明資料（疎甲第1号証～疎甲第12号証）について

上記4(1)アの執行停止申立書に建物所有者が添付した疎明資料で、除却命令処分等に至るまでの経過や申立人の経歴等の記載がある。

ウ NO. 3 上申書について

上記4(1)アの執行停止申立書が京都地方裁判所に受け付けられたことを本市に対し上申するもの。

エ NO. 4 求意見書について

上記4(1)アの執行停止申立書が受け付けられたことに伴い、京都地方裁判所から本市に対し、執行停止申立てについての意見を求めるもの。

オ NO. 5 意見書について

上記4(1)エの求意見書を受けて、上記4(1)ア及びイによる執行停止申立てについて、本市の意見を述べたもので、本件の事実経過や申立ての理由に対する認否及び反論等の記載がある。

カ NO. 6 証拠説明書について

上記4(1)オの意見書に添付した疎明資料で、本市が申立人に対して行ってきた指導等に関する記載がある。

キ NO. 7 決定書について

上記4(1)アの執行停止申立書について、京都地方裁判所が当該申立てを却下したものの。

ク NO. 8 訴状について

審査請求人が除却命令処分等の取消しを求めて京都地方裁判所に提訴したもので、

請求の趣旨・原因等の記載がある。

ケ NO. 9 上記訴状の疎明資料（甲第1号証の1～甲第12号証）について
上記4(1)クの訴状についての疎明資料で、除却命令処分等に至るまでの経過や申立人の経歴等の記載がある。

コ NO. 10 答弁書について
上記4(1)クの訴状に対し、本市が反論を述べたもので、請求原因に対する認否及び反論等の記載がある。

サ NO. 11 証拠説明書について
上記4(1)コの答弁書に添付した疎明資料で、除却命令処分等について、既に当該建物の除却が完了したことを示すものである。

シ NO. 12 原告準備書面（訴訟相手方）について
上記4(1)クの訴状に係る裁判の口頭弁論における建物所有者（原告）の主張を記載したもので、4(1)コの答弁書に対する認否・反論等の記載がある。

ス NO. 13 証拠説明書について
上記4(1)シの原告準備書面についての疎明資料で、建物所有者（原告）に対して京都市（被告）が行ってきた指導等に関する記載がある。

セ NO. 14 被告準備書面（京都市）について
上記4(1)クの訴状に係る裁判の口頭弁論における京都市（被告）の主張を記載したもので、4(1)シの原告準備書面に対する反論等の記載がある。

ソ NO. 15 証拠説明書について
上記4(1)セの被告準備書面についての疎明資料で、除却命令処分等に至るまでの経過を示すものである。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

ア 個人の経歴について

（対象文書：NO. 1, 2, 5, 6, 8, 9, 10, 12, 13, 14）

上記の対象文書においては、個人の状況と病歴が記載されているところ、これらは、通常他人に知られたくないと認められる個人情報に当たり、これを公開することで当該個人のプライバシーを侵害するおそれがある。また、同号ただし書きのこ

れを公にする公益上の必要性がある場合にも該当しないことから、非公開とした。

イ 裁判の事件番号について

(対象文書：NO. 1, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15)

上記の対象文書においては、裁判の事件番号が記載されているところ、裁判の事件番号は、これを知ることにより、裁判所で当該個人の個人情報を含む裁判記録を閲覧することができるため、公開することで当該個人のプライバシーを侵害するおそれがある。また、同号ただし書きのこれを公にする公益上の必要性がある場合にも該当しないことから、非公開とした。

ウ 個人の住所について

(対象文書：NO. 6, 15)

上記の対象文書においては、個人の住所が記載されているところ、個人の住所は個人情報に当たり、公開することで当該個人のプライバシーを侵害するおそれがある。また、同号ただし書きのこれを公にする公益上の必要性がある場合にも該当しないことから、非公開とした。

なお、本件公文書において一部公開している住所もあるが、これは、本市が当該事案において行政代執行を実施した際に、公益の必要により公開したものであり、既に公になっている情報であるため、本件処分においても公開している。

エ 個人の電話番号について

(対象文書：NO. 6, 15)

上記の対象文書においては、個人の電話番号が記載されているところ、個人の電話番号は個人情報に当たり、公開することで当該個人のプライバシーを侵害するおそれがある。また、同号ただし書きのこれを公にする公益上の必要性がある場合にも該当しないことから、非公開とした。

オ 個人の印影について

(対象文書：NO. 2, 6, 9, 15)

上記の対象文書においては、個人の印影が押印されていることが認められるところ、個人の印影は個人情報に当たり、公開することで当該個人のプライバシーを侵害するおそれがある。また、同号ただし書きのこれを公にする公益上の必要性がある場合にも該当しないことから、非公開とした。

- (3) 条例第7条第2号に該当することについて
事業を営む個人の印影について

(対象文書：NO. 1, 2, 3, 8, 9, 12, 13)

上記の対象文書においては、事業を営む個人の印影が押印されていることが認められるところ、上記の対象文書自体は、例えば飲食店などが発行する請求書などと異なり、不特定多数の者にまで広く知られる状態に置かれているものとは認められないものであり、このような対象文書に押印された事業を営む個人の印影は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、広く不特定多数に対して公開されているものではなく、その印影を公開することで、偽造等が行われ、当該個人の事業運営が損なわれるおそれがある。また、同号ただし書きのこれを公にする公益上の必要性がある場合にも該当しないことから、非公開とした。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号第2号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 審査請求人は、本件請求における公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）において、「裁判書類一式（上記処分について裁判が提起されたもの）」とともに、その上部に「行政不服審査法に係る不服申立ての実績詳細がわかる文書（各処分について1件）」（以下「上部記載の請求」という。）と記載している。

イ このことからすると、上部記載の請求を受けて諮問庁が特定した不服申立てに関する文書に記載されている、当該不服申立ての対象となった処分について、裁判が提起されるに至った裁判資料一式を審査請求人は求めているものと解される。

ウ 当審査会が事務局をして、上部記載の請求を受けて諮問庁が特定した不服申立てについて確認させたところ、不服申立ては9件あり、そのうち1件の不服申立ての対象となった処分について裁判が提起されており、諮問庁は当該裁判に係る文書を

全て特定したとのことである。

エ 以上のことから、審査請求人が求めている「裁判書類一式（上記処分について裁判が提起されたもの）」とは、別表に記載されている番号1から15までの文書を指すものと認められる。

なお、本件公文書では、行政代執行を実施した際に、公益の必要性により、行政代執行を受けた者（つまり訴訟当事者）の氏名、住所等が公表されているとのことであった。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 個人の病歴、財産の状況及び置かれていた状況について（対象文書：別表の「番号」欄の1, 2, 5, 6, 8, 9, 10, 12, 13, 14）

当審査会が確認したところ、本件公文書のうち、標題の対象文書中には、訴訟当事者に係る病歴、財産の状況及び置かれていた状況についての情報（以下「病歴等情報」という。）が記載されていた。病歴等情報はいずれも、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い、内面的、身体的な状態を示すような個人の機微に関する情報であると認められる。

上記6(1)エのとおり、行政代執行を実施した当時、訴訟当事者の氏名等が公表されているため、病歴等情報を公開することにより、訴訟当事者及びその関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるなど、権利利益の侵害の程度は重大であると認められるため、病歴等情報は、条例第7条第1号本文に該当するものと判断する。

また、条例第7条第1号ただし書きにおいては、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、非公開により保護される個人の利益と、公開により保護される「人の生命、身体、健康、生活又は財産」とを比較考量して、後者が前者に優越するときには、公開を義務付けているが、本件公文書における病歴等情報がこれに該当する事情は見当たらない。

イ 裁判の事件番号について（対象文書：別表の「番号」欄の1, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15）

当審査会が確認したところ、本件公文書のうち、標題の対象文書中には、提起された執行停止申立及び取消訴訟に係る事件番号が記載されている。

民事訴訟法第91条第1項においては、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧をする際には、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で訴訟記録を

特定することが事実上要請されており、また、同法第92条で秘密保護のための閲覧等の制限について定められていることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解されるところである。

さらに、同法第91条第3項で、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と定められており、当事者及び利害関係人以外の第三者については、訴訟記録の閲覧を請求できるに過ぎず、訴訟記録の謄写等が認められていない。

よって、これらのことから、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられていたとしても、このことをもって、事件番号が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

以上のことから、事件番号は条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

ウ 個人の住所について（対象文書：別表の「番号」欄の6，15）

当審査会が確認したところ、本件公文書のうち、標題の対象文書中には、個人の住所（以下「非公開住所」という。）が記載されている。

諮問庁の説明によれば、「本件公文書において一部公開している住所もあるが、これは、本市が当該事案において行政代執行を実施した際に、公益の必要により公開したものであり、既に公になっている情報であるため、本件処分においても公開している」とのことである。

当審査会が本件公文書中の非公開住所を確認したところ、確かに、既に公開されている公表済みの住所とは異なる住所となっていることが確認できた。

個人の住所とは、本件のように、既に何らかの事情によって公表されているような例外的な場合を別にして、基本的には、通常他人に知られたいと考える情報であることが認められるものであり、公表された住所でない以上、非公開住所を非公開とした諮問庁の判断は適法なものであると認められる。

以上のことから、個人の住所は条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

エ 個人の電話番号について（対象文書：別表の「番号」欄の6，15）

当審査会が確認したところ、本件公文書のうち、標題の対象文書中には、個人の電話番号が記載されているが、個人の電話番号については、個人が特定されるとともに、一般の感受性を基準として客観的に通常他人に知られたいとしない情報に該当すると認められ、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

オ 個人の印影について（対象文書：別表の「番号」欄の2，6，9，15）

当審査会が確認したところ、本件公文書のうち、標題の対象文書中には、訴訟当事者及び医師の個人印の印影が認められた。

医師の個人印の印影を公開することとすると、医師の氏名の特定につながり、プライバシーを侵害するおそれがあると認められ、また、訴訟当事者の個人印の印影については、6(1)エのとおり、訴訟当事者の氏名が公表されていることから条例第7条第1号に該当するものではないものの、その印影が偽造、悪用されるなど、当該個人の財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあることは明らかであり、条例第7条第4号で規定している非公開情報に該当するため、非公開とした諮問庁の判断に不合理な点は認められない。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

当審査会が確認したところ、本件公文書のうち、別表の「番号」欄の1，2，3，8，9，12，13の公文書中には、弁護士の印影が含まれており、諮問庁はこれらの部分について非公開としている。弁護士などの事業を営む個人については、単なる個人とは区別して、法人等と同一の取扱いをする必要があるため、条例第7条第2号の該当性を検討する。

当審査会がこれらの弁護士の印影を確認したところ、いずれも弁護士業務を遂行する上で押印された印影であると認められる。

よって、当該弁護士の印影を公にすると、文書の偽造等に悪用され、弁護士の権利、競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は条例第7条第2号に該当する。

(4) 以上のとおり、本件公文書における、諮問庁の非公開部分についての判断は妥当であると考えられる。ただし、当審査会が本件公文書を見分する中で、本件審査請求において直接の争点ではないが、諮問庁が公開と判断した一部に、条例第7条第1号に該当するものが認められた。しかし、行政不服審査法第48条は、審査請求人に対する不利益変更を禁止していることから、諮問庁の決定は結論において妥当であると判断した。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年11月27日 諮問

平成30年 1月15日 諮問庁からの弁明書の提出

9月 6日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成30年度第5回会議）

10月11日 審議（平成30年度第6回会議）

11月 8日 審議（平成30年度第7回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、審査請求人から反論書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）

別表 公文書の件名及び公文書の一部を公開しない理由

番号	公文書の件名	公文書の一部を公開しない理由
1	執行停止申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の経歴及び裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。) ・京都市情報公開条例第7条第2号に該当 (事業を営む個人の印影については、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
2	上記執行停止申立書の疎明資料 (疎甲第1号証～疎甲第12号証)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の住所、電話番号、印影、経歴及び裁判の事件番号等については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。) ・京都市情報公開条例第7条第2号に該当 (事業を営む個人の印影については、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
3	上申書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第2号に該当 (事業を営む個人の印影については、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
4	求意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)
5	意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の経歴及び裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)
6	証拠説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の住所、電話番号、印影、経歴及び裁判の事件番号等については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)
7	決定書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)
8	訴状	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の経歴及び裁判の事件番号等については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。) ・京都市情報公開条例第7条第2号に該当

		(事業を営む個人の印影については、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
9	上記訴状の疎明資料 (甲第1号証の1～甲第12号証)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の住所、電話番号、印影、経歴及び裁判の事件番号等については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。) ・京都市情報公開条例第7条第2号に該当 (事業を営む個人の印影については、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
10	答弁書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の経歴及び裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)
11	証拠説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)
12	原告準備書面 (訴訟相手方)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の経歴及び裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。) ・京都市情報公開条例第7条第2号に該当 (事業を営む個人の印影については、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
13	証拠説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の経歴及び裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。) ・京都市情報公開条例第7条第2号に該当 (事業を営む個人の印影については、公開することにより当該個人の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
14	被告準備書面 (京都市)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の経歴及び裁判の事件番号については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)
15	証拠説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (個人の住所、電話番号、印影、経歴及び裁判の事件番号等については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。)